

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 51、議案第 49 号、香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議員（尾崎 忠義）

10 番、尾崎忠義でございます。

私は、平成 27 年第 1 回多度津町議会定例会におきまして、議案第 49 号、香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置について、次の点で反対討論をいたします。

今、北鴨浄水場を廃止し、近くて安くておいしいきれいな水、これは主として地下水源のことでございます。

そして渇水期にも安定した供給源、町民の誇りとしての香川県下一の多度津のおいしい独自水源地下水が危うくなっており、遠くて高くてまずく汚れた水、これはダム水源でございますが、これに転換するために、企業団方式、都道府県水道への統合を国は全国的に進め、自治体に過大な受水料を押しつけたのが現在の水道事業財政の破綻を生み出した最大の原因となっております。

中でも、2001 年の水道法改正で事業統合が可能になったことを強調して、1、複数の水道事業による事業統合、2、経営管理の一本化、連携、施設の共同化、そしてそのために、3、共同委託化にまで言及し、巨大水道事業企業進出の道の露払いとなっており、そして水道広域化の 4 つの形態として、1、事業統合、2、経営の一本化、3、管理の一本化、4、施設の共同化を示しております。

厚生労働省は、2004 年（平成 16 年）6 月、水道ビジョンを策定し、運営基盤強化を図る重要な施策の一つとして、管理の一体化、事業統合、共同経営等の多様な形態の広域化を進める新たな概念の広域化の推進を打ち出し、2013 年度を政策目標としました。

そして、それをベースに、2005 年の水道課長通知、地域水道ビジョンの作成についてに続き、2008 年の課長通知、広域的水道整備計画及び水道整備基本構想についての中で、都道府県や水道事業者等が地域水道ビジョンを作成することを求めました。

それと並行して、水道広域化検討の手引きの作成を社団法人日本水道協会に依頼し、3カ年かけてモデル地域を設定、調査検討したものを発表したわけであります。

それをもとに、2008年8月、厚生労働省水道計画指導室が水道広域化検討の手引き、いわゆる水道ビジョン推進のためにを提示し、これを案内書として、各都道府県地方水道事業者が地域水道ビジョンの具体化を一層推進するように求めています。

我が多度津町では、これらに基づき、2009年（平成21年）3月に多度津町水道ビジョンを作成しております。

手引きでは、これまでの成果と課題の取りまとめで、これまでの水道広域化の目的である水源の確保、つまり水源開発でございますが、ほぼ達成された。しかし、用水供給事業で取水、送水施設の集約化が不十分である。全国的にまだ規模の小さな事業が多く、管理の徹底、能率的経営は未達成であるとして、新しい広域化の必要性を強調しております。

現在の地方水道事業財政の困難な状況をつくり出してきた過大な水需要予測に基づく巨大ダム建設、水源開発の名のもとに強引に広域化を進め、新たな水道広域化を目指し、水道運営基盤の強化の一つの方策として、管理の一体化や事業統合、共同経営等の多様な形態の広域化を進め、技術、経営両面の基盤強化が必要と強調しております。

また、水道の現況と今後の見通しでは、水道を取り巻く環境の変化として、1、人口減少に伴う給水収益の減少、2、水質悪化への対策、環境保全などより高度な管理が必要であること、3、技術職員数の大幅な減少に対する対策と確保、育成などを指摘しているだけで、引き続く巨大ダム建設と水源不足などの対策、根本的な点での問題解明は一切ありません。

厚生労働省の手引きは、既に破綻している水道広域化を新たな水道広域化計画などと化粧直しして地方水道事業に押しつけ、管理、運営の広域化、統合を進めようとするものです。

独自水源からダム水源への転換を押しつけて、地方水道事業の自治権を奪い、国民に多大な負担をもたらしてきた路線の分析も反省も全くありません。

これでは今日の水道事業が直面している困難を解決できないばかりか、一層の事業統合によりさらに国民から水道事業を遠ざけ、地方水道事業の自治権を奪い、受益者負担、つまり料金値上げでございますが、これらを増大させ、巨大水道事業企業へ売り渡す道につながる懸念があります。

また、地下水イコール独自水源の役割については、地下水は、夏は冷たくて冬は温かいおいしい水、近くて安い水という役割だけでなく、渇水期に安定して供給可能な水でもあります。

平成6年大渇水時に、他市町が給水制限や断水、これは一部断水または夜間断水したにもかかわらず、基本的に我が多度津町ではありませんでした。

また、1944年（昭和18年）の戦後最大級の渇水の際の状況では、渇水被害の顕著な地域の水道はダムや広域水道への依存度が一般に大きいこと、それは加入する広域水道、用水供給事業者と申しますが、これからの配水量の減少に起因するもので、地下水など比較的安定した独自水源を持つ自治体では多くがこの深刻な渇水被害を回避することができたこと、そして小規模分散型の独自水源の復活、掘り起こしの重要性を指摘しています。

また、地下水などの独自水源は地域古来の重要な水源であり、地域の独自水源を見直すことは、現在の自治体の水道事業健全化の課題を解決する上で重要な課題でもあります。

加えて、元来地方自治権の象徴的な存在であった水の自治権の確立という点でも、今日的に政治的に大きな意義を持つものでもあります。

したがって、私は、議案第49号、香川県広域水道事業者設立準備協議会の設置について、また3月11日の建設産業民生常任委員会報告資料、広域水道事業今後の予定についての広域水道事業者の設立に関する基本協定書の調印が予定されておりますが、これらの県の事業計画は北鴨の浄水場の廃止など独自水源の縮小を当初掲げており、また関係団体の浄水場、水源施設などを再編整備することとするなども第8条に掲げておりますが、町民財産である町営水道の将来をたどつ広報にも掲載しないで、町民不在で進めることはやめるべきでございます。

また、100%町民が加入している、命の水である水道事業の全県一本化計画は、災害、防災、渇水対策にも逆行しておりますし、将来的には民営化に道を開くものであり、町の水道事業への関与を否定するものとなりかねません。

したがって、町民生活に重大な影響を及ぼす問題なのに町民への情報提供や意見聴取を行わないまま決められようとしており、この重要な案件を一方向的に議会だけで議決をするのではなく、住民説明会を開き住民合意を取りつけるべきでございます。

以上のことから、議案第49号、香川県広域水道事業者の設立準備協議会の設置については、規約でも水道事業管理者である香川県知事、各市町長のみ的人员で組織されており、有識者、水道工事者、水利権者、水道利用者などの代表者を全く入れておらず、問題であるので反対をいたします。

最後に、全議員の皆さんに訴えます。

ダム水源である香川用水では地元酒造会社の銘酒がつかれないことは明白であり、今回広域化、民営化を議会として承認、議決すれば、今後子孫代々まで禍根と後悔、多度津の水の歴史に汚点を残すことになり、今議会できっぱりと

否決することを訴えます。

以上であります。

議長（志村 忠昭）

賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ほかにありませんか。

議員（村岡 清邦）

6番、村岡清邦です。

私は、議案第49号、香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置についての議案に反対の立場で討論をいたします。

昨年開催されました全員協議会での説明は、準備協議会へ全市町が参画することを前提とし、料金のこと、あるいは浄水施設のあり方など、種々検討が進められたと理解をいたしております。

当初は施設についても相当縮小との意見もあったようですが、災害時にも対応できる水源の確保のことも考慮し、本町においては平淵浄水場を存続することとなったようです。

加えて、北鴨浄水場は廃止をし、原水を平淵まで送水し浄水する旨の計画となったと聞いております。

本町は、現在1日約9,000トン前後の水道水を必要といたしております。

これまでは、県水は約40%、3,600トンを活用しつつ、残り5,400トンは自己水源により対応をしていたこととなります。

事業団化となった後の配水計画は19%とお聞きをしました。

約2割ですので、県水が1,800トン、自己水源は7,200トンの確保が必要となります。

自己水源の確保量は増大するものです。

平淵浄水場の処理能力は、1日約8,000トンが可能な施設と伺っております。つまり、事前の打合会でのお考えは、送水管により送水された北鴨深井戸の原水及び平淵の浅井戸の水により自己水源を確保しなさいとの計画と受けとめております。

このことを考えますと、今まで以上に北鴨深井戸の水源がさらに重要となってまいります。

しかしながら今少しお尋ねいたしますと、北鴨深井戸水と平淵浅井戸の水は水質が異なることから平淵の施設での浄水はできないとの説明もいただきました。

住民の命の源の水道水は大切なものです。

いつでも安心して飲むことができることが重要なことは申し上げるまでもありません。

今急がなければならないことは、北鴨浄水場の改修、改築と考えます。

また、不参画となる自治体が出てきたことにより、大きく変更となる事柄が幾つか考えられます。

これまでに打ち合わせをされた内容は、全市町が参画することを前提としての検討であります。

これまでの説明では、準備協議会設立後に今後のことを協議する旨の説明がありました。

何か妙な感じがします。

枠組みが新たになったことから、再度関係団体で料金のことや施設のことも含めて協議を再出発すべきと考えます。

そこで協議された内容に基づいての条例提案、設置に関する議決の提案となるべきものと考えています。

現在示されました報告はあくまで全市町が参画をすることを前提としたものであり、新たな枠組みの資料が示されていない現状で判断を求めることは拙速と考えます。

全体的なシミュレーションが見えない段階での提案であり、議案第 49 号、香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置についての議案に反対をするものです。

以上です。

議長（志村 忠昭）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 49 号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。